山形県喀痰吸引等業務登録等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県喀痰吸引等業務登録について、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(喀痰吸引等業務の登録の申請及び登録)

- 第2条 法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の規定による申請(特定行 為の業務を行おうとする者(以下「特定行為事業者」という。)については、法附則 第27条及び省令附則16条における準用規定による申請)をしようとする者は、喀 痰吸引等(特定行為)業務開始の予定年月日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者)登録申請書」(様式1-1)に次に掲げる書類を添えて知事 に提出しなければならない。
 - 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(様式1-2)
 - 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(様式1-3)
 - 三 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(様式1-4)
 - 四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - 五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定(特定行為事業者については、法附則第27条による準用規定)に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(様式2)により登録し、様式第1号により申請者に通知する。

(事業者の変更登録等)

第3条 前条により登録を受けた者は、実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為を追加するときは、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)追加登録申請書」(様式3-1)を、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項のうち実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為を除く事項を変更しようとするときは、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録申請書」(様式3-2)を、追加又

は変更しようとする日の一月前までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる追加又は変更のほか、法第48条の3第2項第4号に掲げる事項(介護福祉士又は認定特定行為業務従事者の氏名)を変更しようとするときは、変更があった日から10日以内に「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」(様式3-2)を、知事に提出しなければならない。
- 3 前2項による追加又は変更登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定(特定行為事業者については、法附則第27条による準用規定)に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(様式2)により追加又は変更事項を登録し、第1項に掲げる実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為の追加登録については、様式第2号により、同項に掲げる法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項のうち実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為を除く事項の変更登録については、様式第3号により申請者に通知する。
- 4 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあっては特定行為 業務)を行う必要がなくなったときは、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰 吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書」(様式3-3)を知事に提出 しなければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行 為事業者の登録は、その効力を失う。

(事業者の登録の取消し等)

- 第4条 知事は、第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、法48条の7の規定(特定行為事業者については、法附則第27条による準用規定)に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあっては特定行為業務)の停止を命ずることができる。
 - 一 法第48条の4各号(第3号を除く。) のいずれかに該当するに至ったとき
 - 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
 - 三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき
- 2 前項の命令について、知事は、様式第4号により事業者に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第5条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第一号、第二号研修対象)」(様式5-1)に、省令別表第三号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第三号研修対象)」(様式5-2)に次に掲げる書類を添えて、喀痰吸引等(特定行為)業務開始の予定年月

日の一月前までに知事に提出しなければならない。

- 一 住民票(抄本)の写し
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨 の誓約書」 (様式5-3)
- 三 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同 条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号 研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号 研修修了者)」(様式4-1)を、省令別表第三号研修修了者にあっては、「認定特 定行為業務従事者認定証(省令別表第三号研修修了者)」(様式4-3)に次に掲げ る事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(様式6)により 登録する。
 - 一 法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為 業務従事者という。」)の氏名及び生年月日
 - 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
 - 三 その他必要な事項

(認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等)

- 第6条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があった ときは、省令附則第7条の規定により、変更があった日から10日以内に、「認定特 定行為業務従事者認定証変更届出書」(様式7)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、認定特定行為業務従事者は、 前項の届出のほか、変更があった日から10日以内に「認定特定行為業務従事者認定 証再交付申請書」(様式8)に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事 に提出しなければならない。
 - 一 認定特定行為業務従事者の氏名
- 3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為 業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再 交付申請書」(様式8)を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認 定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者 定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事 に返納しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第7条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者処分書」(様式9) により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認 定証の返納を命ずることができる。

- 一 法附則第11条第3項各号 (第5号を除く。) のいずれかに該当するに至った場合
- 二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合
- 2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条 第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-1)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-2)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第8条 第5条、第13条及び第17条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」 (様式11)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

- 第9条 法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、喀痰吸引等研修を行う 予定年月日の一月前までに、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機 関登録申請書」(様式12-1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければな らない。
 - 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 三「社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」(様 式12-2)
 - 四 「登録研修機関登録適合書類」(様式12-3)
 - 五 法附則第19条第1項に規定する業務規程
 - 六 実地研修の一部を委託する場合には、当該委託契約書の写し
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第11 条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条の各号のいずれにも該当しないとき は、知事は法附則第15条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(様式1

- 3) に次に掲げる事項を記載して登録し、様式第5号により登録者に通知する。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 事業所の名称及び所在地
 - 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
 - 五 喀痰吸引等研修の課程
 - 六 登録有効期間

(登録研修機関の登録の更新等)

- 第10条 前条により登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、法附則第 16条第1項及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」(様式14-1)を登録有効期間の満了の日の30日前までに知事に提出し、登録の更新をしなければならない。
- 2 前項の規定により更新登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第 11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条の各号のいずれにも該当しないと きは、知事は法附則第16条第2項により準用する法附則第15条第2項の規定に基 づき、「登録研修機関登録簿」(様式13)を更新し、様式第6号により登録者に通 知する。
- 3 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過に よってその効力を失う。
- 4 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、変更しようとする一月前までに、「登録研修機関変更登録届出書」(様式14-2)を知事に提出しなければならない。
- 5 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第19条第1項の規定に基づき、変更後の業務規定により実施する喀痰吸引等研修の業務の開始一月前までに、「登録研修機関業務規程変更届出書」(様式15)を知事に提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

- 第11条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、「研修修了証明書」を交付するものとする。
- 2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、住所、生年月日、修了した研修の課程、修 了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、研修修 了後速やかに県に提出するものとする。
- 3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(登録研修機関の休廃止)

第12条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第20条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」(様式16)を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

- 第13条 法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、第5条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。)の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。
- 2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、第5条第1項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号研修修了者)」(様式4-2)を、省令別表第三号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第三号研修修了者)」(様式4-4)に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(様式6)により登録する。
 - 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
 - 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
 - 三 その他必要な事項
- 3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員(法人でない登録研修機関にあっては、登録を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第12条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(適合命令)

第14条 知事は、登録研修機関が法附則第15条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第21条の規定に基づき、その登録研修機関に対し、様式第7号により、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第15条 知事は、登録研修機関が法附則第17条の規定に違反していると認めるときは、法附則第22条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、様式第8号により、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

- 第23条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第2 3条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務 の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 法附則第14条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
 - 二 法附則第18条から第20条までの規定に違反したとき
 - 三 法附則第21条の規定による適合命令又は法附則第22条の規定による改善命令に違反したとき
 - 四 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき
 - 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき
- 2 前項の命令について、知事は、様式第9号により登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付申請)

- 第17条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、 改正省令附則第4条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交 付申請書」(様式17-1)に次に掲げる書類を添えて、別に知事が定める期日まで に知事に提出しなければならない。
 - 一 住民票(抄本)の写し
 - 二「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨 の誓約書」(様式5-3)
 - 三 喀痰吸引等に関する研修修了証明書(該当するものがある場合)及び修了した研修内容・研修時間を示す書類
 - 四「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類①本人誓約書」(様式17-2)
 - 五 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類②第三者証明書」(様式17-3)
 - 六 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類③実施状況確認書」(様式17-4)
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引 等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したとき は、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経

過措置・不特定多数の者対象)」(様式18-1)又は「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(様式18-2)に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(様式6)により登録する。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

(公示)

- 第18条 知事は次の各号の一に該当するときは、法第48条の8及び法附則第24条 の規定に基づき、その都度、公示するものとする。
 - 一 法第48条の5及び法附則第15条の規定による登録をしたとき
 - 二 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届け出(氏名若しくは名 称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があった とき
 - 三 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届け出があったとき
 - 四 法第48条の7の規定による登録の取消又は喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあっては特定行為業務)の停止を命じたとき
 - 五 法附則第23条の規定による登録の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を 命じたとき
- 2 前項の公示は、山形県のホームページに掲載して行うものとする。

(帳簿の備付け等)

第19条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機 関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しな ければならない。

(報告)

第20条 法第48条の9、法附則第25条及び法附則第27条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第21条 法第48条の9、法附則第25条及び法附則第27条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又

は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

- 第22条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき 書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。
 - 一 第2条、第3条、第9条及び第10条において規定する登録、更新及び変更 にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。
 - 二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる 関係書類は、5年間保存する。
- 2 関係書類の保存は、確実で、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。
- 3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。